

埼玉県インバウンドロゴ使用規程

令和5年8月1日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県インバウンドロゴ（以下「ロゴ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 何人もロゴを使用することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 埼玉県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 単純な営利目的に使用すること。
- (6) その他、その使用が著しく不適當であるとき。

(使用上の遵守事項)

第3条 ロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。
ただし、ロゴデザインとキャッチコピーの配置については自由に変更してよい。また、ロゴデザインだけ、キャッチコピーだけの使用も認める。キャッチコピーの副題もつけなくてもよい。

(使用者の責任)

第4条 使用者がロゴの使用により県に損害を与えた場合、県はその賠償を請求することができる。

- 2 ロゴの使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、県は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(違反等に対する取扱い)

第5条 ロゴを使用している者が、第3条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、知事はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

(補則)

第6条 この規程は、県が必要と認める場合、予告なく変更できるものとし、規定が変更された場合使用者は変更後の規定に従わなければならない。

附則 この規程は、令和5年8月1日から施行する。

参考 (中国語についても同様)

ロゴ (カラー)



ロゴデザイン



キャッチコピー副題無し

JUST NORTH OF TOKYO

キャッチコピー副題あり

JUST NORTH OF TOKYO
The Best Day Excursions, Saitama

ロゴ (白黒)

